

県民の皆様へ

平成 24 年度から 静岡県内での
野生メジロの愛玩(ペット)目的での捕獲が禁止となりました



これまでは、愛玩飼養を目的とする野生メジロの捕獲は
10月から2月までの間、市町窓口にて
許可申請を受け付けておりましたが、
平成24年度からは新規の捕獲許可申請受付を行いません。
御注意ください。

(研究機関などが行う学術研究目的等、特別な場合にのみ許可されます。)

現在、メジロを飼養登録している皆様へ

今、適法に飼養登録されているメジロは引き続き飼養が可能です。
ただし毎年、飼養登録の更新をきちんと行ってください。

平成	年	月	日	見 本	
有効	平成	年	月	日	から
期間	平成	年	月	日	まで
番 号					
鳥 獣 名	メ ジ ロ				雄 雌
登 録 票 (飼 養 登 録)					
市 町 村 長					印

飼養登録証(見本)

注意！

○野生のメジロやオオルリなどを許可なく捕まえると
1年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金 となります。

○野生のメジロやオオルリなどを登録せずに飼養すると
6か月以下の懲役 又は 50万円以下の罰金 となります。

お問い合わせ先

○静岡県庁自然保護課

野生生物保護班・鳥獣捕獲管理班

電話 054-221-2719

○最寄りの県農林事務所 森林整備課

○市町の鳥獣保護窓口